選挙運動用ポスター作成請負契約書

収 入

印 紙

　発注者（候補者名）　　　　　　　　を甲とし、請負者　　　　　　　　　　　　　を乙として、甲乙両当事者間において、令和　年　月　日執行の　　　　　　　選挙における選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

　１　甲は、乙に対して、次に掲げるポスターを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。

(1) 　規　　格　　　　　　㎝　×　　　　　㎝

(2) 　数　　量　　　　　　　　　　　　　枚

（3）　　納　　期　令和　　年　　　月　　　日

　２　請負代金は、１枚につき金　　　　　　　　円(うち消費税及び地方消費税額

金　　　　　　　円)とし、総額金　　　　　　　　　　円とする。

　３　乙は、納期限内にポスターを作成し、甲に引渡しをしなければならない。

４　甲は、前項の規定により、ポスターの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により川越町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を川越町長に対し請求するものとする。

　５　この契約に定めのない事項については、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、別に決定する。

　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

　　令和　　年　　月　 　日

　　　　　発注者　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名（候補者）　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　請負者　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　（名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

備考

１　ポスター作成業者（請負者）が町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

２　ポスター作成業者（請負者）が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例･･･川越町議会議員及び川越町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。